

契約締結前交付書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。お客様は、当方との契約にあたりこの書面をよくお読み下さい。

| | |
|----------|--|
| 名称及び氏名 | トレードマスターラボ 堀田 勝己 |
| 住所 | 〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目18番21号 NLC新大阪18号館3-H |
| 電話番号 | 06-4400-3105 |
| 金融商品取引業者 | 当方は、投資助言・代理業を行う金融商品取引業者です。 |
| 登録番号 | 近畿財務局長（金商）第317号 |
| 加入協会 | 一般社団法人 日本投資顧問業協会 会員番号 022-00257 |

1. 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当方の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当方の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。
- ③ 当方の助言は、データの主観的分析による結果をお伝えするものであり、投資の成果を保証するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当方はこれを賠償する責任（弁護士費用を含む）は負いません。
- ④ 当方はこの契約を随時変更できるものとします。その変更は、当方のウェブサイト、書面、メールその他の、当方が適当と判断する方法により変更後契約の内容をお客様に通知します。

2. 提供する投資助言の内容および方法

① 当方は、投資顧問契約に基づいて、口頭、文書、または電子メールやインターネットメール、インターネット会議ツールその他の情報通信技術を使用して、投資助言サービスをお客様に提供します。主に日経 225 先物、同オプション、TOPIX 先物等の国内株価指数、株式、FX、CFDに関する投資手法・判断（自らの売買状況を含む）等に関する情報のいずれかを、担当アドバイザーより提供するものです。

② 助言は、原則として、当方の営業日（*）にのみ行い、また、担当アドバイザーの売買状況、相場動向等に応じて、提供を見送る場合があります。

* 土日、年末年始を除きます。JPX 大阪取引所の祝日取引にも助言は行いません。

3. 手数料・費用等

当方の投資助言サービスには、

A.月額会費コース と、 B.成功報酬コース の2種類があります。

A.月額会費コース

①投資助言の内容

月額会費コースを選ばれたお客様を対象に、同コースで扱う戦略に基づいた投資助言を行います。お客様にお支払いいただくのは、「③月額会費」に記載している月額会費のみです。

②契約期間

(1) 投資顧問契約の申込日から3営業日以内を目安として当方が別途指定する日を契約開始日とし、その翌月の応当日の前日までを契約期間とします。（例：今年7月20日契約開始なら今年8月19日まで。）

(2) 前項の契約期間満了の前日 までに、契約を更新しない旨の意思表示

がない限り、1 か月間、自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

③月額会費

月額会費は 27,500 円（税込）です。期間の途中で解約があっても日割計算による払戻はありません。

B.成功報酬コース

①投資助言の内容

成功報酬コースを選ばれたお客様を対象に、同コースで扱う戦略に基づいた投資助言を行います。お客様には以下の、「②成功報酬金」、「③成功報酬対象金額」、「④報酬割合」、「⑤集計期間」、「⑥成功報酬金の支払い時期、支払い方法」に記載している成功報酬金のみをお支払いいただきます。その他の会費等は発生しません。

② 成功報酬金

お客様は当方との投資顧問契約に基づき、以下の計算式で求める、「成功報酬金」を支払います。成功報酬金の他に、料金やその他の費用は発生しません。

$$\text{成功報酬金} = \text{成功報酬対象金額} \times \text{報酬割合}$$

③ 成功報酬対象金額

当方がメールで配信する取引シグナルのうち、新たにポジションが発生するシグナルを「新規シグナル」、そのポジションを閉じるシグナルを「返済シグナル」と呼びます。この新規シグナルと返済シグナルから算出される損益を、「集計期間」の期間中について集計したものが「成功報酬対象金額」です（集計値がマイナスの場合は成功報酬対象金額はゼロです）。

成功報酬対象金額に「報酬割合」を乗じたものが「成功報酬金」です。

・新規シグナルと返済シグナルについては、当方がシグナルのメール配信に使用する配信スタンドの約定判定に基づいて、約定を判定します。

・お客様が配信停止を申請された時点で新規シグナルにかかるポジションを保有していた場合は、その日時での当該取引の1分足終値を決済値として用います。

・新規注文の約定判定日時において、お客様の売り建玉、買い建玉の建玉枚数を計算し、個別戦略毎に当方が指定している上限枚数（売建玉、買建玉のいずれか多い方）を超えた場合、その超過分については成功報酬金から除外します。

・無料キャンペーンが適用となる新規シグナルの取引、その他当方が成功報酬金の対象となる取引から除外すべきと判断した取引は、成功報酬金の対象外です。

④ 報酬割合

報酬割合は、お客様が選択された戦略が属している「戦略カテゴリ」によって異なります。戦略カテゴリ別の報酬割合は下表のとおりです。

| 戦略カテゴリ | 報酬割合（税込） |
|--------|----------|
| スタンダード | 0% |
| プロ | 11% |
| プロ+ | 22% |
| プレミアム | 33% |

⑤ 集計期間

集計期間は毎月1日から同月末日までの1か月です。

契約開始月の場合は、配信開始日時として当方が指定する日時から同月末日までを集計期間とします。契約期間中に戦略を停止した場合、または契約を解除した場合は、当該戦略停止又は契約解除の意思表示を行った日時までを集計期間とします。

⑥ 成功報酬金の支払い時期、支払い方法

成功報酬金の金額は、集計期間の終了日から3営業日を目安に、当方から電子メールにて通知します。お支払いの期日は当方からの通知を受けた月の10日です。期日にクレジットカード引落しで決済します。

なお、成功報酬金が70万円以上の場合に限り、銀行振込での決済をお願いします。当方からの通知を受けた月の10日までに、当方指定の口座に入金願います。

お支払いの期日までに成功報酬金の引落とし、または入金を確認できない場合、シグナル配信を停止する場合があります。

⑦ 契約期間

(1) 投資顧問契約の申込日から3営業日以内を目安として当方が別途指定する日を契約開始日とし、契約開始日を含む月とその翌月を契約期間とします。(例：今年7月20日に契約開始なら今年8月31日まで。)

(2) 前項の契約期間満了の前日までに、契約を更新しない旨の意思表示がない限り、1か月間、自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

4. 契約の解除

A.月額会費コース、B.成功報酬コース、いずれもクーリング・オフの対象になります。具体的な取扱は、次のとおりです。

① クーリング・オフ期間内の契約の解除

(1) お客様は、契約締結時に交付する書面を受領した日から起算して、10日間を経過するまでの間、書面又は電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

(2) 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日、又はその電磁的記録を記録した記録媒体を発した日となります。

(3) この場合、月額会費及び成功報酬金は発生しません。

② クーリング・オフ期間経過後の契約の解除及び注意事項

(1)クーリング・オフ期間経過後、契約期間満了の前日までに、インフォカートより退会手続きを行ってください。

(2) 契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額をいただきます。

5. 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

① 株式

株価変動リスク： 株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク： 市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

② 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回る場合があります。

③ 先物・オプション取引

株価指数先物・オプション取引の価格は、対象とする日経平均株価指数等の変動等により上下し、損失が発生することがあります。委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

日経225オプション取引の売り方は取引金額が差入れる証拠金の額を上回るおそれがあり、市場価格が予想と反対方向に変化した場合の損失が限定されていません。

④ 外国為替証拠金取引等のリスク

為替変動リスク： 外国為替証拠金取引等は、為替相場の変動リスクを伴う商品です。為替相場がお客様の予想通りに変動した場合は利益が得られる反面、為替相場がお客様の予想に反して不利な方向に変動した場合は、お客様が損失を被る可能性があります。

金利変動リスク： 外国為替証拠金取引等では、お取引の決済が行われない限りスワップポイントの支払いが発生します。スワップポイントは、各国の景気や政策等、様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて見直されます。そのため、その時々金利水準によってスワップポイントの金額が変動する可能性があります。また、スワップポイントをお客様が支払う場合、当該支払いにより、ロスカットレートが変動し、ロスカットまでの値幅が縮小する、又は、自動決済となる可能性があります。

流動性リスク： 金融市場の状況によっては、お客様が期待する為替レートでお客様が保有する建玉を決済することや新たに建玉を保有することが困難となるリスクがあります。また、政治、経済又は金融情勢の変化、各国政府の規制や外国為替市場の規制、通信障害、戦争、テロ等、不測の事態による取引制限が生じる可能性があります。

信用リスク： 外国為替証拠金取引等は、お客様と証券会社との相対取引となりますが、証券会社ではお客様とお取引はカバー取引相手先との間でカバー取引を行うことにより、相対取引で生じたリスクをヘッジしています。したがって証券会社が注文を発注するカバー先金融機関等の信用状況の悪化により、カバー取引を行えないためにお客様が損失を被ることがあります。

レバレッジ効果によるリスク： 外国為替証拠金取引等では、預託すべき委託証拠金に比べてより大きい金額の外国為替証拠金取引等を行うこととなります。そのため委託証拠金の額を上回る多額の利益を得る機会があると同時に多額の損失を被る可能性があります。

⑤ インターネット取引に伴うリスク

(1) インターネット取引を支えるシステム等が正常に作動しないことにより、お客様が注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない等、支障が生じる可能性があります。

(2) システム上の何らかの事情により、お客様に市場実勢と乖離したレートを提供し、そのようなレートを基準として約定が成立した場合は、約定が取り消される可能性があります。

(3) インターネット取引においては、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、又は意図しない注文が約定する可能性があります。

(4) インターネット取引においては、ユーザーID・パスワードの情報が盗難等により第三者に漏洩し、第三者が漏洩情報を悪用し、お客様に損害が発生する可能性があります。

6. 免責事項

・当サービス又は当サービスを通じて他のサービスを利用することにより生じたお客様の損失又は利益について、当方は一切の責任を負わないものとします。

・お客様が当サービスを利用するための環境（パソコン等の端末機器やソフトウェア等）に関して、当方は一切の責任を有しないものとし、当該環境が原因で利用できない場合においても料金の返還、減額等を行いません。また、当方は、当該環境整備のための助言、サポート行為を行う責任はないものとします。

・当方又はお客様のサーバー、ネットワーク機器、回線などの故障、停止、停電、天災、保守作業その他の理由により当サービスの提供の中断、遅延等が生じ、その結果、お客様が当サービスの利用不能による損害又は情報の滅失又は損壊等の損害を被った場合、当方において故意または重過失があった場合に限り、当方は賠償する責任を負うものとします。

・当方が何らかの理由によりお客様に対して責任を負う場合であっても、当方は、過去1年間にお客様が当方に支払った報酬額を超える金額について、賠償する責任を負わないものとします。

・お客様が当サービスを利用することによって第三者に対して損害を与えた場合、お客様は自己の責任と費用負担において処理解決し、当方に損害を与えないものとします。

・お客様が、投資顧問契約に違反した行為又は不正もしくは違法な行為によって当方に損害を与えた場合、当方は、お客様に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

7. 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

8. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了
- ② クーリング・オフ又は、クーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面又は電磁的記録による契約の解除の申し出があったとき
(「4. 契約の解除」をご参照ください。)
- ③ 当方が、契約の不成立及び契約解除に該当すると判断したとき
- ④ 当方が、投資助言・代理業を廃業したとき

9. 禁止行為

当方は、当方が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - (1) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - (2) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - (3) 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買、又は市場デリバティブ取引
 - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - (4) 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当方および当方と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当方及び当方と密接な関係のある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

10. 当方の苦情対応について

① 当方は、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当方の苦情等の申出先は、下記「13. その他の概要」の通りです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- (1) お客様からの苦情等の受付
- (2) 当方の担当者からの事情聴取と解決案の検討
- (3) 解決案のご提示・解決

② 当方は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当方が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

住所：〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

電話：0120-64-5005（フリーダイヤル）

月～金曜日 9：00～17：00 祝日、年末年始を除く

11. 当方の紛争解決処理について

当方は、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当方が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当方との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合には、上記の連絡先までお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- (1) お客様からのあっせん申立書の提出
- (2) あっせん申立書の受理とあっせん委員の選任
- (3) お客様からあっせん申立金の納入

(4) あっせん委員によるお客様と、私どもへの事情聴取

(5) あっせん案の提示、受諾

12. その他の概要

| | |
|---------------------------|---|
| 分析者・投資判断者 | 堀田 勝己・石田 豪・上村 鋼太郎・山崎 賀津雄・小堀 陽佑 |
| 助言者 | 担当アドバイザー 堀田 勝己・石田 豪・上村 鋼太郎・山崎 賀津雄・小堀 陽佑 |
| 当方への連絡方法 及び 苦情等の申出先 | お問い合わせ窓口は 06-4400-3105 電子メール info@trade-ml.jp |
| 他の事業 | セミナー等の企画・開催 各種情報商材の販売 情報提供サービス |